

閲覧用

平成30年第5回  
神崎市農業委員会総会 議事録

平成30年5月2日  
神崎市農業委員会

## 平成30年 第5回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月2日(水) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 服巻委員            4番 香月委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴智広    副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第4条第1項第8条の規定による2a未満の

農業用施設の承認申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 非農地証明について 1件

議案第4号 あっせん委員の指名について	1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	108件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件
追加議案第1号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る 農業委員会の意見について	1件

## 5 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	鶴智広
農政農地副課長	山口秀利
農政農地係主事	糸山碧

### 【農政水産課職員】

農政水産課参事	音成栄志
農政企画係主事	川端晃博

(開会)

### 事務局長

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

5月1日付の人事異動により農政水産課の方より参りました鶴と申しますよろしくお願ひいたします。また、税務課の方より移動してまいりました糸山ですよろしくお願ひいたします。

### 糸山主事

税務課の方から異動して参りました糸山です。

農業のことはわからないことも多いので皆様からのご指導ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。

### 事務局長

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

平成30年第5回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

(会長のあいさつ)

### 会長

今日一日雨の用でございますけれども、来るとき田んぼの麦の穂がなびいているようで、倒伏が大変心配になるところでございます。

先ほど、人事異動の話がありましたけれども、鶴局長、糸山さん、私たち農業委員・推進委員の活動に対しまして、ご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

それから、ご承知のように私たちの仲間である服巻副会長、見事、市議会議員ということで当選をされました。

私たちも大変心強い限りでございますし、また、これからは神崎市全体に目を向けていただいて、ご活躍されることを願うところでございます。

それでは、只今から、平成30年第5回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

(総会の成立)

### 事務局長

本日の出席委員は12名です。

欠席届が13番本間委員より提出されております。

定足数に達していますので本日の総会は成立いたします。

### 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、よろしくをお願いいたします。

(議長登壇)

### 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は3番「服巻」委員と4番「香月」委員の2名を指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

### 議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴局長、山口副課長を指名します。

### 議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による 2a未満の 農業用施設の承認申請について	1件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 非農地証明について	1件
議案第4号 あっせん委員の指名について	1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	108件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件
追加日程第1 追加議案第1号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る	

農業委員会の意見について

1件

以上、5議案114件、報告第1号の7件、追加議案の1件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

#### 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 農地法第4条第1項第8号関係)

#### 議長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局より説明をいたします。

#### 事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番〇の田541㎡の内176㎡で、申請人による育苗用苗床の設置で、工事完了は平成30年5月31日の予定です。

農振除外は既に決定済みで、農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」の第1種農地に該当しますが、許可基準は用地選定を行った上で「農業用施設などの設置」が該当します。

位置図などを2ページと3ページに添付しています。

申請は、必要書類が全て添付されていて、行政庁などとの必要な事前協議が行われていて、営農の効率化、省力化を図りつつ排水処理や被害防止についても適切に計画されていて問題ないと思われま

す。説明は以上です。

#### 議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の12番「黒田和吉」委員のご意見をお伺いいたします。

#### 8番 黒田和吉委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

12番の黒田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区の推進委員さん地区の区長さんと共に現地の状況や内容などを本人を交えて話をしましたけれども、周辺はほとんど申請者の土地でありますし、隣接する農地には全然影響はないということで、区長さんも判断されております。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

#### 議長

ありがとうございました。

地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

(採決)

#### 議長

質問も無いようでございますので、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による2a未満の農業用施設の承認申請について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

(議案第2号 農地法第3条関係)

#### 議長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議いたします。

事務局より説明をいたします。

#### 事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書4ページに記載しています受付番号1番から3番までは、移転する権利は所有権で、申請理由などは記載のとおりです。各申請地の位置図を5ページから8ページに添付

しています。

各申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま。

説明は以上です。

#### 議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番から3番まで何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

#### 議長

無いようですので質疑を終了いたします。

(採決)

#### 議長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号 非農地証明関係)

#### 議長

次に、議案書の9ページをお開きください。

議案第3号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について、審議いたします。

事務局より説明をいたします。

#### 事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請さ

れた事案の現地調査と事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇の田311㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

農振除外は既に決定済みで、農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地。位置図と現地状況を10ページと11ページに添付しています。

証明基準については、摘要欄に記載のとおり神埼市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合していて、地区及び土地改良区の同意や地区担当委員の確認も済んでいます。

説明は以上です。

### 議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番の申請について、地区担当委員の10番の「鶴」委員より現地確認などのご意見をお伺いいたします。

### 10番 鶴博行委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。

第3号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況などを確認しましたが、申請地は本来は追認の転用許可申請を行うべきですが、自宅の一部としてこれまで問題がなく管理されていて、地域の同意もあり、非農地証明に該当しているものと思います。

図の11ページをご覧くださいと分かるとおり申請者自宅のすぐとなりの申請箇所です。周りに隣接する農地もありませんので私も適格だと思っております。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

### 議長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

### 議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

### 議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

### 議長



これより採決に入ります。

議案第3号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第4号 あっせん委員の指名)

#### 議長

次に、議案書の12ページをお開きください。

議案第4号 あっせん委員の指名について議題といたします。

受付番号1番について、事務局より説明をいたします。

#### 事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 あっせん委員の指名について説明します。

土地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在する地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号1番は、神埼町〇〇 田 3筆 5,368㎡、畑 6筆 6,053㎡の合計11,421㎡で、申し出理由は「後継者がいないため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、位置図を13ページと14ページに添付しています。

説明は以上です。

#### 議長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売り渡しの申し出に係る あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、8番の「福田省二」委員を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

#### 議長

異議なしということですので、8番の「福田」委員、よろしく願いいたします。

8番 福田省二委員

(挙手し)はい、わかりました。

## 議長

なお、同地区の横尾最適化推進委員にも、あっせん委員の補助をお願いすることといたします。

(議案第5号 農用地利用集積計画関係)

## 議長

農政水産課の方の入室をお願いします。

(農政水産課 入室)

## 議長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について議題といたします。

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

## 農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規6件、再設定53件、計59件

内訳は、田179筆 301, 632㎡、畑3筆 2, 435㎡、計182筆 304, 067㎡

千代田町 新規4件、再設定45件、計49件

内訳は、田90筆 228, 977㎡、畑1筆 916㎡、計91筆 229, 893㎡

神崎市 合計108件

内訳は、田269筆 530, 609㎡、畑4筆 3, 351㎡、計273筆 53

3, 960㎡ となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

#### 議長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

それでは、9番角田委員が議事参与の制限を受けますので、角田委員の退室を求めます。

(9番 角田委員 退室)

#### 議長

それでは、10ページの農用地利用集積計画 千代田町 再設定 受付番号15番の議事参与の制限に係る案件について審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

#### 農政水産課

【議案第5号、議事参与の制限に係る案件について議案書を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの千代田町 再設定 15番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆 14, 113㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

#### 議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

#### 議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

#### 議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町再設定の受付番号15番について、原案の

とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議長**

それでは、9番角田委員の入室を許可します。

(9番 角田委員 入室)

**議長**

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番から6番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から6番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田20筆 35, 379㎡、畑2筆 264㎡、計22筆 35, 643㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議長**

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議長

次に、3ページから7ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の受付番号1番から53番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

## 農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町再設定1番から7ページの53番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田159筆 266, 253㎡、畑1筆 2, 171㎡、計160筆 268, 424㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

## 議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 3番 服巻玉美副会長

3番の服巻です。4ページの12番〇〇さんのところの現在の経営面積が2,171㎡で設定面積も2,171㎡ですがこの方は他の所にもいっぱい作ってあるんですが、違うんじゃないかと思ったんですけどどうなってますか。

## 議長

農政水産課より回答をお願いします。

## 農政水産課

こちらの経営面積に関してですが、今回、通年での利用権設定となっております。

〇〇さんに関してですが、こちらが期間借地での設定を多くされておまして、今回は、通年での設定となっております。

## 議長

よろしいですか。

## 3番 服巻玉美副会長

はい。

## 議長

ほかに質疑はありませんか。

(意義なしの声あり)

**議長**

他に無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号1番から53番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議長**

次に、8ページの農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番から4番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの千代田町新規分の1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆 23, 687㎡、畑1筆 916㎡、計9筆 24, 603㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議長**

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議長**

次に、9ページから13ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定分の先に審議した受付番号15番を除く、受付番号1番から受付番号45番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の9ページの千代田町再設定1番から13ページの45番までの申し出について説明します。

設定する内容は、最初の議事参与の制限分を含めまして、田82筆 205, 290㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議長**

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議長**

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の受付番号15番を除く、受付番

号1番から45番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議長**

以上で、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れさまでした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

**議長**

次に、議案書 15ページからの報告1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

受付番号1番から受付番号7番までについて、事務局より報告を願います。

**事務局【報告第1号、受付番号1番から7番について報告書を基に朗読後、説明】**

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、提出があり受理したものを報告します。

15ページから17ページに記載の受付番号1番から7番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

説明は以上です。

**議長**

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

**議長**

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(追加議案第1号 農地法第5条第4項関係)

**議長**

続きまして、追加議案を審議します。

追加議案第1号、農地法第5条第4項の規定による協議にかかる農業委員会の意見について議題といたします。



事務局より説明をいたします。

**事務局【追加議案第1号、農地法第5条第4項の規定による協議にかかる農業委員会の意見について説明】**

今日、お配りしております別冊 追加日程第1号、追加議案第1号の農地法第5条第4項の規定による協議にかかる農業委員会の意見について説明します。

これは、〇〇の移転改築に伴い、計画地となる現在の〇〇の学校用地を調査、確認したところ計画地と隣接農地との境界の一部が土地の現況とずれていることが分かったので、双方合意によりあらためて測量を行い学校用地の10.44㎡を農地所有者が、農地の7.93㎡を佐賀県がそれぞれ所有権移転により取得して土地の差異を解消するものです。

議案書の1ページの方をご覧ください。

そこで、佐賀県が取得する土地については、佐賀県教育総務課より佐賀県農林水産部農山漁村課を通じて、「国または県などが農地を農地以外のものにするため、これらの土地について権利を取得などしようとする場合においては県知事などとの協議が成立することをもって許可があったものとみなす。」という農地法第5条第4項の規定に基づく佐賀県知事との協議が行われますが、この協議を成立させるためには、同法第5条第5項に「都道府県知事などは、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聞かなければならない。」とありますので、神崎市農業委員会の意見を求められたものです。

それでは、1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇の一部 田7.93㎡で、転用の理由や譲渡し人、譲受け人、施設の用途などは記載のとおりです。神崎市農業委員会の意見を受けた後、佐賀県教育総務課は、速やかに農地法第5条第4項の規定に基づく佐賀県知事との協議によって申請地を学校用地として取得する予定で、〇〇の移転改築の完了は平成33年8月を予定されています。

申請地は農振除外は決定済みで、農地区分は「宅地化の状況が住宅地などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域で」第2種農地と判断され、許可基準は「農地法第5条第4項の規定に基づくもの」となります。

2ページに位置図を、3ページに県より提供された地籍測量図を資料として添付しています。

ご確認いただき、ご協議、ご意見をお願いします。

説明は以上です。

(質疑・応答)

**議長**

ただ今、説明が終わりました。これより質疑に入ります。

追加議案第1号は、学校用地と農地について、土地の現況を測量した結果により、あらためて境界を定めるものでございます。

皆さんのご意見をいただきたいと思っております。何かございませんか。

### 9番 角田良正委員

9番の角田です。

えーっと、地図がよくわからないんですが、当該地とのそれぞれ分筆交換ということで書かれていますけど、3ページの④番と②番が交換ということになっているのかどうか良くわからないから教えてください。

### 議長

事務局より回答をお願いします。

### 事務局

見にくくて申し訳ございません。

3ページの図面をご覧ください。今回ご意見をいただく7.93㎡については、申請箇所②番としている部分です。原本には色を濃ゆく塗ったんですが、コピーでこのようになっていますが、7.93㎡のこの部分が農地の部分であったんですが、学校用地が現況出ている部分ということです。そして、角田委員が言われたとおり、学校用地であった部分については、④番で、細長くですね、10.44㎡ありまして、NK1というのが申請箇所と記載している上にありますが、ここから北の方にN42というのがございまして、その上の42までの間となっております。基本は費用が発生しないやり取りという考え方で、面積は違いますが、等価交換ということで、話し合いがついたということで県の方より聞いております。

### 議長

ほかに質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

### 議長

他に無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

### 議長

これより採決に入ります。

追加議案第1号、農地法第5条第4項の規定による協議にかかる農業委員会の意見については、「土地の現況と地籍図の差異を解消するための所有権移転であるため、異議なし。」の意見を添えて県に回答することにいたします。

### 議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。  
これもちまして、平成30年第5回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご審議ありがとうございました。

10 時 10 分 閉会